

羽生都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・4・3 駅前大通線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・3	駅前大通線	羽生市南1丁目	羽生市東8丁目	羽生市中央3丁目	約1,910m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由： 埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。
 指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・4・3 駅前大通線については、廃止された都市計画道路との交差点部において右折帯が不要となったため、一部区間の幅員を縮小するとともに、車線数を決定することとしました。
 また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」（平成24年12月）に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、新たに羽生市決定として定めます。